

## 平成 26 年 決算審査特別委員会(建設文教分科会)

- 1 開催期日 平成 26 年 10 月 21 日(火) 午前 9 時 59 分から午後 1 時 06 分
- 2 開催場所 本庁舎 3 階本会議場
- 3 出席委員 國枝委員長、谷浦副委員長、永井委員、野村委員、畠山委員、木村委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外議員 滝決算審査特別委員長、武田決算審査特別副委員長、板垣議員、田辺議員、佐藤議員、藤田議員、大迫議員、尾崎議員
- 6 市側出席者

### 【建設部】

建設部長	村上 清志	庶務課長	斎藤 秀樹
都市整備課長	駒形 智	建築課長	中島 秀男
土木事務所長	諏訪 博紀	用地補償・地籍担当主査	中居 直人
渉外・治水担当主査	武田 昭彦	道路・河川担当主査	新田 邦広
道路・河川担当主査	北口 馨	街路・公園・区画担当主査	中垣 和彦
街路・公園・区画担当主査	柄澤 佳宏	緑化推進担当主査	小松 輝久
建築工事担当主査	吉岡 亮	建築工事担当主査	牛島 裕幸
建築指導担当主査	原田 昭彦	住宅管理担当主査	林 正明
河川担当主査	相花 悟	道路担当主査	佐々木克彦
除雪担当主査	人見 桂史	管理担当主査	吉川 進

### 【経済部】

経済部長	小島 靖雄	経済部次長	藤木 幹久
農政課長	砂金 和英	商業労働課長	吉田 智樹
企業立地推進室工業振興課長	佐々木 伸	農業振興・農畜産担当主査	池田 栄一
農地保全・林務担当主査	山田 孝博	商業・消費・観光担当主査	宮本 大介
雇用・労働担当主査	山田 基	総務担当主査	庄司 直義
業務担当主査	菊地 徳久	主任	佐久間幸雄
主任	青木 潤	主事	清水 愛里

【水道部】

水道部長	藤嶋 亮典	業務課長	奥山 衛
水道施設課長	橋本 洋二	下水道課長	藤縄 憲通
下水処理センター長	平川 一省	庶務担当主査	遠藤 智
給水担当主査	藤本 正志	料金担当主査	松岡 則行
工事担当主査	野尻 敬	管理担当主査	橋本 義公
事務担当主査	門田 州央	管理担当主査	藤本 悟
処理施設担当主査	須貝 初穂	複合施設担当主査	馬場 邦夫
複合施設担当主査	横尾 昌幸	施設担当主査	森田 寿雄

【教育部】

教育部長	八町 史郎	教育部次長	山崎 克彦
教育総務課長	櫻井 芳信	学校教育課長	櫻井 洋史
青少年課長	平澤 肇	社会教育課長	棚田 吉浩
文化課長	丸毛 直樹	エコミュージアムセンター長	小島 晶
学校給食センター長	川口 弘恭	庶務担当主査	河合 一
施設担当主査	松崎 隆志	企画担当主査	花田 秀樹
学校教育担当主査	澤井 大輔	青少年担当主査	三橋 聡
社会教育担当主査	谷畑 雅人	体育担当主査	土居 祐之
管理運営担当主査	松本 政樹	読書推進・管理担当主査	蛸名 優子
エコミュージアム担当主査	笹森 和宏	業務担当主査	住田 信一

7 事務局

議会事務局次長	石丸 訓行	書記	佐々木貴啓
書記	高橋 武士	書記	永澤るみ子

8 傍聴者 2名

議事の経過

國枝委員長

ただ今から決算審査特別委員会建設文教分科会を開会いたします。

本分科会の日程はすでに各委員に配布の審査方法等協議資料のとおりであります。各委員のご協力をいただき、日程どおり審査を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に質疑の回数についてであります回数に制限はございませんが、一括して簡潔に質疑されますようお願いをします。また、答弁者におかれましても、簡潔に答弁されますようお願いいたします。なお、傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより許可したいと思います。

それでは、議案第 17 号、平成 25 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。初めに一般会計のうち農林水産業費の質疑を行います。決算書 158 ページから 163 ページとなっております。

木村委員。

木村委員

それでは成果に関する報告書のページでお話したいと思います。44 ページの最初に食農教室事業についてお伺いします。説明のところには参加者小学生 19 人、保護者 15 人、計 34 人、農業者から直接指導を受けながらトマトの収穫体験と地元野菜を使ったパエリア、野菜ジュースづくりの体験をすることにより、農業への関心を深めた。また、小学 5 年生の稲作体験を大曲小学校を対象に実施したということなんですが、これはちょっと今まであまり見ていなかったのですが、小学生 19 人、保護者 15 人とのことですので全小学校ではないと思うんですけども、毎年違う学校でやるのか詳しい内容についてお伺いしたいと思います。

それと次の菜園パーク促進事業についてなんですけれどもこれは予算では 10 万円計上されておりますけれども決算書を見ますと、開設支援申請なしということでこれも平成 24 年度もこのときは予算では 25 万円の予算計上をして、開設申請がなかったということだったんですけども、これに関して申請がなかったからゼロなんですけども、周知とかどういう理由で、たまたま 24 年度からの状況しか調べてなかったんですけども、こういう 2 年続けて開設申請ゼロということは何らかの理由があるのかどうかお伺いしたいと思います。

國枝委員長

池田主査。

池田農業振興・農畜産担当主査

まず食農教室についてお答えします。食農教室については、毎年小学校 3 年生から 5 年生までの市内の全小学生を対象に実施しています。使う教室が小学校の家庭科室等を使うものであり、どうしても人数に制限があるため、人数的にはこのような規模になっています。使用している小学校は、東部小学校の家庭科室を使用しています。例年やってる内容

は、収穫体験、その後小学校の家庭科室に戻り食農の話聞く時間と、調理の実習を行っています。

次に、菜園パーク促進事業の関係ですが、菜園パークについては、一部問い合わせ等があるため、毎年、予算的には計上しています。しかし、実質的に24年は申請がなく、25年については、一応10万円の予算計上をしました。結局問い合わせはありましたが、申請に至るまでのものはなかったということでこのような形になっています。

國枝委員長

木村委員。

木村委員

食農教室の関係なんですけど、この25年度は東部小のみで行ったのか、さっき小学3年から5年の家庭科の授業ということだったんですけども、25年度は東部小でやったのか、それともできれば、私は各学校で、家庭科の教室、調理室はあると思いますので、できたらいいのかなと思うんですけども、今回は東部小なのか、毎年違う学校で行っていくのか、そのことについて再度お伺いします。

それと菜園パークの促進事業についてなんですけども、問い合わせはあったけれども申請はなかったということなんですけど、その問い合わせした方が申請に至らなかった何らかの理由があるのかどうかお伺いしたいのと、これは市民の余暇活動等の憩いの場としての認定市民農園を市内の遊休農地に開設するという事なんですけども、既にもう開園されているところがあると思うんですけども市民の農園を開きたいというそういうニーズがさらに多くあるのかどうかお伺いしたいと思います。

國枝委員長

池田主査。

池田農業振興・農畜産担当主査

食農教室の関係ですが、募集については、市内の全小学生、小学3年生から5年生を対象に行っています。ただいろいろ移動の関係とかもあるものですから、会場は東部小学校の家庭科室に一応固定して実施しています。

それから菜園パークの関係ですが、結局問い合わせはありましたが、本人が開設までちょっと決断ができなかったということで申請がなかったものと考えています。開設のニーズについては、現在6園の市民農園があり、一部利用状況がちょっと低いところもありますが、おおむね8割から9割は利用されています。これからの高齢化社会ということで、高齢者の余暇の部分も色々あると思いますので、開設すれば利用は見込めると思います。そういった需要はあるというふうに考えております。

國枝委員長

木村委員。

木村委員

菜園パーク促進事業についてなんですけども、この事業内容としては、遊休農地等の有効活用だけではなく、農業者の経営の多角化や安定化につなげるということで、こういった部分を農業者の方に周知されているのかどうかお伺いします。

国枝委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

周知の方法については、農協ですとかホームページを使い周知をしてきた経過があります。実際に開設に至らない内容については、相談をしている経過の中でお聞きをしていると、まだ元気に農業ができるという状況もありまして、もう少し農業経営を続けていきながら検討していきたいという回答も得ています。また税金について、市民農園を開設した場合にどうなるのかといった色々なことがありまして、実際開設には至っていないところです。なお、今後については、今年、来年度、もしくは再来年度、健康等考えながら農業経営の安定を図りながら考えたいという相談がありましたので、この政策については続けて実施をしたいと考えているところです。

国枝委員長

永井委員。

永井委員

それでは、161 ページから 163 ページにかかります経営所得安定対策直接支払推進事業と担い手への農地集積推進事業、また、新規就農経営継承相互支援事業について若干お伺いします。これらの報告書のほうによりますと、最初の1つ目と2つ目に関しましては平成25年度では対象農家が75件ということで、これらの具体的な取り組み内容とどのような成果があったのかということと、今後どのように取り組んでいくのということをお聴きします。

また新規就農のほうでは平成24年度の対象者が一人という報告がでますが、この理由についてお伺いします。

國枝委員長

池田主査。

#### 池田農業振興・農畜産担当主査

経営所得安定対策の成果についてお答えします。これは国が農産物の価格を安定させて支持するという形での交付金が交付されています。具体的に申し上げますと 25 年度は、米の直接支払交付金が 2, 290 万円、水田活用の直接支払交付金が 9, 970 万円、産地資金が 7, 630 万円、合わせて 1 億 9, 890 万円ほどの交付金を農業者の方に支払っています。

それから次に新規就農で青年就農給付金の対象者が 1 名ということですが、これは平成 24 年度に 1 名の方が新規就農ということで対象者がこの方しかいなかったため 1 名ということになっています。ちなみに平成 26 年は、新規就農が 2 名おりましたこの方について青年就農給付金が支払われています。

#### 國枝委員長

砂金農政課長。

#### 砂金農政課長

経営所得安定対策の関係ですが、今後の見込みということになりますけれども、現在 TPP 関係等含めて、いろいろな報道がなされていますけれども、制度が平成 28 年から米については、所得補償制度が変わる見込みで、産地交付金等々ありますけれども、これらの内容については変わりませんが、米の所得補償の関係について制度が変わってくるということで、額が変わってくるという見込みがあります。なお、この額については、いまだ制度がはっきりとしてないところがありますので、今後注視をしたいというふうに考えていたところですが、それから現在の平成 25 年から続いている、経営所得安定対策については、おおむね本年も同じような制度になっており、恐らく来年度も同じような状況になってくると思えますけれども、28 年に米の部分が変わるといふふうに聞いていますので農業者の意向も把握しながら、制度については意見があれば、十分申し伝えて国のほうに要請をしてきたいというふうに考えています。

#### 國枝委員長

永井委員。

#### 永井委員

それでは経営所得安定対策事業で、この対象農家が 75 件ということで、この中でお米を作っている方、稲作水稻農家の方は何件だったのか、また戸別所得補償経営安定推進事業、今後 5 年間をかけて国では廃止の方向に持っていくというものですよね、今まで固定払いとされていたもので、このような国の動きに対して市のほうでどのように考えていくのか検討していくのかお伺いします。

國枝委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

米農家の数値は、25 件となっています。おおむね過去を見ても変動はほとんどしていませんところですが、今後の政策の関係ですけれども、さまざまな機会を通じて、農協関係とも意見交換をしています。その中でやはり安定した所得を確保できるようにということで、今後、農協関係の系統とか、さまざまな行政の意見・要望を反映できる機会がありますので、その中でしっかりと意見を述べていきたいと思っております。所得確保につきましては、過去からも言われていることですので、しっかりとした意見反映をしたいと思っております。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

今安倍政権が行おうとしています固定払いの廃止化に向けては、全国的に農業を営んでいる方々からは廃止をするなという運動が起こっているんですね。それで秋田の仙北市、こちらのほうではですね、このたびの補正予算総額として3,737万円をそのあきたこまち、ブランドのあきたこまちに対して、1俵60キロ当たり200円の補助金を出すという補正予算も組み立てたということですので、北広島市でもこの水稻農家25件の方が営んでいるということで、かなりやっぱり日本人の主食であります米に対しては、市のほうでも独自に補正なり、助成なり、取り組むべきではないかと思うんですね。実際、先日米農家の方とちょっとお話しする機会があったんですが、もうやっていけないと、燃料費も上がるし米を食べてくれなくなってきているということもあってもう農業3代続いたけれどもこの後息子夫婦に継いでいってもらえるかどうかわからない大変な状態になっておりますので、市の考え方としても今後どのように取り組んでいくのか、よりよい方向に農業が廃れないような状況に持っていくべきではないかと思えます。

また、米価下落に関しては、TPPの今後の日本のあり方についても農業関連の方々から、やはりTPPは参加するべきではないという意見も出ておりますので、このことについても市のほうとしてどのように考えているのか、いま一度以前の一般質問でも私質問したんですけれどもいま一度どのように考えているかお伺いします。

國枝委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

米の政策の部分ですが、今年開拓で北広島 130 年ということで、赤毛米を中心にさまざまなPR活動に取り組んでいます。北広島市は農業でまちができたという歴史がありますので、しっかりとそのあたり踏まえて、農業政策を関係機関等々と打ち合わせしながら進めていきたいということで考えています。

TPP ですが、現在 12 カ国で参加をして交渉していると思います。この間の 10 月の中旬に報道発表がありまして、アメリカとの交渉についても 8 合目から 9 合目ではないかという報道がありました。しかしながら実際の細かい内容については、まだまだ見えていないこともあり、その中で、やはり 5 品目ですね。米ですとか、肉の関係ですとか、さまざまなものが影響ありますけども、これらについては当初から、政府もしっかりと要望を踏まえたうえで国会での決議がされています。これを、今後も守れるように要請をしっかりとするというで取り組んでいきたいと思っていますところです。

國枝委員長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり。)

國枝委員長

以上で農林水産業費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。(午前 10 時 20 分)

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。(午前 10 時 20 分)

次に、商工労働費の質疑を行います。決算書 162 ページから 169 ページです。

木村委員。

木村委員

それでは、報告書の 42 ページの消費者行政活性化事業についてお伺いします。これは予算では、198 万 3,000 円でありましたが、決算では 267 万円となっておりますので、これについてお伺いします。

それと次に 48 ページ季節労働者通年雇用促進事業についてですが、これは予算では 39 万 5,000 円計上しております。決算では 8 万 7,000 円でこれは内容的には、市の支出は協議会負担金のみということだとぶん予算でも負担金のみで予算計上されてると思うんですが、額の開きですね、負担割合が変わったのかどうかお伺いします。

それと 47 ページのコミュニティビジネス事業について、これは予算では 55 万 1,000 円計上されておりましたが、決算では 81 万 7,000 円ということで、創業支援補助金が 2 件



ということでした。これについてまず金額の差についてと職種ですね、お伺いします。

それと次に、48 ページの雇用対策事業についてお伺いします。これには、予算では1,472万3,000円、それが決算では1,759万1,000円になっております。それで、予算書の事業内容を見ますと接客販売力育成事業と医療事務従事者育成事業の2つの事業でしたが、決算ではこの3事業、補正予算が組まれたのかどうかそれも確認します。ということですので内容について確認ですね、お伺いします。以上です。

國枝委員長

宮本主査。

宮本商業・消費・観光担当主査

消費行政活性化事業の差額についてですが、内容としては消費生活相談員の給料、さらには消費生活行政の補助金として消費者大会や、そういった事業の補助金という形で出ています。今回は、まず消費者大会のほうでみていましたが、こちらのほうをだいたい開催費用で講師謝礼と消耗品で約93万円見ていました。その他通信費等で見ていましたが、こちらの部分で消耗品のほうが思ったよりも出なかったということで、減額となっていて、実際の需用費はチラシの印刷と、事務用品の購入で22万3,000円となっています。また、さらに啓発費用ということで、この中で見込んでいたのですが、こちらに関しても、消費者協会が今年30周年を迎えるということで、実際はその前の年に啓発資材を発注しようと思いましたが、30周年に合わせた形でやりたいということで翌年に回したことから、この差額という形になっています。

國枝委員長

山田主査。

山田雇用・労働担当主査

季節労働者通年雇用促進支援事業の負担金ですが、市内に居住する季節労働者の方の通年雇用化を促進するための協議会への負担金となっています。協議会が国から委託を受けて一部事業費をあてる他、地域独自事業について北海道と市で折半をしている事業です。そのほか支援員の健康診断料等は市が単独して負担しています。今回の減額については、当初予算では39万5,000円計上しましたが、協議会から事業実施にあたって、執行残があったということで今回返還という形になっています。最終的には30万7,564円の返還ということですが、その理由については、消耗品の購入の減額であったり、支援員の健康診断の減額、そして人材育成に係る費用負担が減少ということです。

雇用対策事業については、各5事業ということで執行残の部分があり、不用額として計上しています。接客販売力育成事業と医療事務従事者育成事業が当初予算で組んで、その他

3事業、介護職員育成事業と施設管理従事者育成事業、新分野に係る支援事業を6月の補正で予算計上しています。これらの事業については、補助対象経費の精算によって減額となったりあるいは見込んでいた労働者が雇用できなかったということで減額になっています。合わせて311万5,499円の不用額が発生しています。

國枝委員長

宮本主査。

宮本商業・消費・観光担当主査

コミュニティビジネス創業支援事業についてですが、今回2件ということで継続分が1件と新規分が1件という形になっています。継続分については、平成24年度に採用されました西部地区にあります、ブックコミュニティカフェ、こちらの継続分の家賃分の補助です。25年度分の新規については、新富町に開設されましたドックカフェ、犬の飼い主の方のコミュニティの場ということと、あとそれにパンの製造と販売を併設しておりまして、その宅配によって、そういった高齢者の見守り等も手がけるという様な形での採用となっています。24年度継続分が10万5,000円、今回新規分が60万2,000円の決算となっています。

國枝委員長

木村委員。

木村委員

それでは再質問をさせていただきます。最初の消費者行政活性化事業なんですけれども、これに関しては事業内容として、消費生活相談全般に対する相談、苦情に的確にそういう相談なんですけれども、この中には弁護士による消費者相談も含まれてるのかお伺いしたいのと、普通の相談員の方との件数の内訳をお伺いします。相談件数が167件となっていますので、その内訳をお願いします。

それと季節労働者通年雇用促進事業についてなんですけれども、執行残ということによってこういう金額になったということなんです、要するに次の年度も予算を組むときにはその状況を見ながら予算を組んでいくのかお伺いしたいと思います。要するにあらかじめ執行残を含まないというようないろんな予算の組み方ですね、あくまでも大まかに予算を組んで結果がこういう協議会の執行残によって決まるということなのかお伺いします。

それと、コミュニティビジネスに関してなんです、継続と新規ということによってこういう金額になったということなんです、継続は何年まで補助するのか。その点お伺いしたいと思います。

それと次の雇用対策事業についてなんです、これは25年度ですね、この雇用対策、いろ

いろ事業を受けられた方は、その後、雇用に結びついているのかどうかお伺いします。

國枝委員長

宮本主査。

宮本商業・消費・観光担当主査

消費生活相談の件数とコミュニティビジネスの関係についてお答えします。消費生活相談の167件というのは消費生活相談員の受けた件数です。弁護士の相談件数は平成25年度中は13件となっています。

また、コミュニティビジネスですけれども、継続分としては、大きくは家賃、プロバイダーの契約料、リース料等で、これは最大限12カ月まで、要するに1年間みれるという形になっています。

國枝委員長

山田主査。

山田雇用・労働担当主査

通年雇用の季節労働者の予算の持ち方ですが、当初、市でも人材育成という資格取得のほうの部分の補助を見込んでいます。この部分が、ニーズによって年によってばらつきがありまして、昨年については数が少なかったということです。そういったことから今年度以降も、こういう形で引き続き、ある一定の負担額は予算として計上すべきというふうに考えています。

次に、雇用対策事業の雇用された方のその後の雇用の状況ですが、事業終了後の1カ月後に実施した追跡調査で、受託企業での正社員としての再雇用の方はいませんが、長期パートあるいは契約社員として継続して雇用された方が1名となっています。その他実習先での企業でのアルバイトとなった方が1名、その他関連のない業種なんですけど正社員となった方が1名、その他長期パート、契約社員2名、アルバイト1名、計6名という形です。

國枝委員長

木村委員。

木村委員

それでは、最初の消費者相談の関係なんですけど、今なかなか振り込み詐欺とか母さん助けて詐欺とかいろんな高齢者の方のそういう被害に遭われてる方、件数は減ったけれども金額が増えているという話も伺っておりますが、この受けた相談の内容の中には、市内でこの相談の中にあるかどうかわからないんですけども、市内に実際に訪問してきてこうい

うことがあったとかそういう情報とか相談の中でも深刻な話とか気をつけたほうがいいなという相談、皆さんが知っておいたほうがいいなという相談に関して、そういった場合にそれを例えば警察のほうとかそういう情報提供できるようになっているのかどうかお伺いします。

それと弁護士による相談件数がこれは月に毎月7人相談の定員が7名まで相談を受けられるようになっているのですが、13件と低かったなということでこの理由、その点についてお伺いします。

それとコミュニティビジネス、ちょっと私のとらえ方が継続ってという意味が12カ月ってことは1年ですよ。その継続の意味がちょっとわからなかったんですがお伺いします。

それと雇用対策事業について、これそれぞれ実際にその後結びついた数が少ないような感じがするのですが、それぞれの接客販売とか医療事務とか何名ずつ実際に受けられたのかお伺いします。

國枝委員長

宮本主査。

宮本商業・消費・観光担当主査

まず消費相談のそういった重要な詐欺ですとかそういった部分に関するネットワークですが、当然消費者協会との連携をしまして、またあと、各自治体そういった協力団体とも連携をしまして、ある程度の警察署の状況、情報を交換はできるというような形は構築はしています。ただ、形として何かネットワーク的なものということになるとまだ表立った構築はされていませんが、中身的にはある程度の情報共有は測られているというふうに判断をしています。

さらに弁護士相談なんですけれども、大体月に1件か2件程度ということで、また消費生活相談ということになりますとなにかそれとは関係ないのではないか、要するに消費活動とは関係ないのではないかということでお客様の市民の方のほうでそういった判断をされてなかなか来ないというようなこともありますので今後ホームページや広報でそういったことを積極的にPRしていこうと思っています。

続きましてコミュニティビジネスの12カ月間というのは、創業した月からの12カ月間ですので、当然6月に創業すれば、来年の5月分までは見るというような形になります。そういった形で12カ月という言い方をしています。単年度単年度できるのではなく、その継続分で行って行くという形ですので、その12カ月というふうに捉えていただければと思います。

國枝委員長

山田主査。

#### 山田雇用・労働担当主査

雇用対策事業についてお答えします。まず医療事務従事者育成事業については、2名の雇用という形になっていますが、最終的には、まず1人は求職活動中です。その他もう1人が受託企業による再雇用ということになっていきます。これは長期契約、若しくは長期の雇用という形になっています。それと接客販売力育成事業については、3名の方を雇用しましたが、その後1人不明という形ですが、その他実習先での雇用と長期パートの契約という形になっています。

#### 國枝委員長

永井委員。

#### 永井委員

165ページの商工会地域振興事業と169ページの今の木村委員の質問にちょっと被るのですが、雇用対策事業についてお伺いします。

まず商工会地域振興事業ですが新しい事業ということで取り組みの経過また、成果などはどうだったのか。そして新しい事業ということで今後も取り組んでいくのかどうかということをお聞きします。

雇用対策事業のほうでは、正社員で雇用された方が1名ということで、大変少ないと感じたんですけどもやはり正社員として雇われることが大事なのではないかなと思いますのでこの長期パートや契約社員、またアルバイトなどではなくてなるべく正社員として雇用するように企業側にも働きかけるべきだと思いますがそれについては、市としてどのように取り組んでいくかお伺いします。

#### 國枝委員長

宮本主査。

#### 宮本商業・消費・観光担当主査

商工会地域振興事業についてですが、こちらは、25年度より始まった事業です。中身的には、本市の農作物や観光資源及び歴史的な資源を活用した北広島の知名度アップを図って交流人口の増加を図るというものです。今回の実績の中身は、今、北広島の赤毛米のキャラクター「まいピー」ですが、これの派遣とか、商品開発ということでふるさと祭り等で今回赤毛米を購入して、そちらの方をPRということで炊き出しをして配布をしたりとそういったこともしています。また、ゆるキャラグッズの作成ということで今回はステッカーですとか、販売切手の製作等も行っています。あと、「まいピー」の商標登録の経費等も見ておまして、そういった形でゆるキャラを中心とした赤毛米を中心とした形で北広

島市のPRを図るという事業です。これは一応3年間の継続ということになっていて、27年まで170万円の補助事業ということで継続をしていこうということになっています。

國枝委員長

吉田商業労働課長。

吉田商業労働課長

雇用対策につきまして、私のほうから答弁させていただきたいと思います。今永井議員の、雇用対策になかなか結びついていないというご質問ですが、こういった対策をとる中で、こういうスキルアップというような形で、ご本人がそういう形でとらえられている方もいらっしゃるというふうにも思っております。我々としても、パートではなくて、正規雇用になるように、積極的に業者等に、働きかけていくのはもちろんですけども働きたいという本人の意欲を高めるような努力を通して、マッチングできるような取り組みを今後もしていきたいというふうに思っております。ただ、なかなかこれについては、難しいというのが率直な感想でございます。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

振興事業、商工会地域振興事業のほうですが、いろいろ「まいピー」のグッズだとかにも力を注いでいると思うんですけども、やはり最初はうまくいっていても、その何年か経つうちにだんだん売れなくなってきたりだとかアピール性がなくなってきたりというのも他の都市とかから見て、他の地域とか見ても明らかになっておりますので、その辺とりあえず3年間の事業計画ということですが、これからもその北広島をアピールしていくためにも力を注いでいっていただきたいと思います。そのためにはやはり市民がどのようにかかわっているのかということも、大事なことではないかと思うのですよね。やはり、市民がかかわらずして市のほうだけで頑張っていってもなかなかうまくはいかないと思いますので、グッズの販売だとか、製品化、お菓子などの製品化とかに対しても、市民からの例えば、アンケートなどで、どのようなものが北広島をアピールするために必要か、どのようなものが考えられますかなどという意見を聞くことも大事なのではないかと思います。もしこれまでやってこられてないのであれば、今後取り組んでいく計画であるかどうかちょっとお伺いします。

それと雇用対策費のほうですがやはり今、国が労働法改正を進めてますので、さらに雇用については厳しい状況になってくると思うのですよね。やはり私ども共産党のほうにもアルバイトや契約社員、パートとかではなくて正規として、正社員として働きたいという

意見がたくさん寄せられておりますので、それについても、やはり市民が安心していつまでも働けるような環境づくりを市のほうでも国に対しても働きかけていくべきではないかと思っておりますので、それについて見解がありましたらお教えてください。

國枝委員長

吉田商業労働課長。

吉田商業労働課長

まず、ゆるキャラ「まいピー」の關係の商工会の關係ですが、この關係については、大きく2つあると思います。1つがまちを積極的にPRをしていくという観点、それからもう1つが市民自身がこのまちの歴史を知るという観点だと思います。ゆるキャラを作ることが目的ではなくてですね。当市における赤毛米、それから中山久蔵、そういった歴史を再認識していくということが、ここでは大切ではないかというふうに思っています。その中で永井議員がご指摘のとおりですね、市民を巻き込んでやっていくということがとても必要なことではないかなというふうに思っております。その上で「まいピー」や関連グッズを通して、まちの魅力を内外、いわゆる市内、市外に積極的にPRしていくということが一番大事だというふうに思っていますので、その下地を今回商工会のこの予算を使って、できたということが大事なことはないかなと、今後それに向けてそれを活用して市民を巻き込んで展開を図っていきたくと。そのように考えております。

雇用に関しましては、ご指摘のとおり、積極的に安定した雇用が図れるように当市としても、関係部署等々に訴え掛けてまいりたいとそのように考えています。

國枝委員長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり。)

國枝委員長

以上で商工労働費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。(午前10時44分)

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。(午前10時46分)

次に土木費の質疑を行います。168ページから187ページとなっております。

質疑をお受けいたします。

木村委員。

木村委員

それでは報告書の50ページの木造住宅耐震診断・改修支援事業に関しては、25年度は1件、補助申請受付件数が1件ということだったんですけれども一応、ここ2、3年の申請状況をお伺いします。

それと次に54ページの小型除雪機貸出事業なんですけど、これまでも何度か質問してきましたが、今回は西の里白樺町内会他2団体ということで、一応予算では156万円の予算を組んで決算では96万9,000円ということだったんですけど、なかなか利用しづらいとかそういう前も質問させていただきました。25年度からはモデル的にたしかワンシーズン貸出すといった取り組みとかアンケートをとるとかとらないとか前に質問した時にお伺いしたこともあるんですけど、それについての状況ですね。実際にそれもちょっとワンシーズン貸し出した状況とか私の記憶の中ですので、その利用状況について実際に使用した方からの意見等があればお伺いします。

國枝委員長

原田主査。

原田建築指導担当主査

木造耐震診断の事業についてお答えします。この事業は、平成20年度から実施しており、毎年ゼロ件ということが続いていましたけれども、平成25年度は、申請件数が1件ということになっております。

國枝委員長

人見主査。

人見除雪担当主査

小型除雪機貸出事業についてお答えいたします。昨年度の利用状況については、3団体がほぼ一シーズンを通して利用しました。ご質問にありましたシーズン貸しの件ですけれども、24年度に試験的にシーズン貸しを行い、その結果、要綱を改定しまして、7日単位で延長ができるということで、他の利用者がなければ延長ができることとしました。昨年利用された3団体については、ほぼ1シーズン7日間単位で延長して、1シーズン借りるような形となりました。アンケートも実施してその結果、利用いただいている団体については、今後も利用したいという回答をいただいています。

國枝委員長

木村委員。



木村委員

再質問させていただきます。木造住宅耐震診断・改修事業で今ご答弁では平成20年度から、ゼロ件という状況が続いていたけれども、平成25年度1件ということでこの少ない理由をどのように考えているのかお伺いします。

それと次の小型除雪機貸出事業に関しては、試験的に平成24年度からやってまたアンケートを調査したということなのですが、今後もこういう形で続けられるのか。それでこの小型除雪機は何台あるのかお伺いします。

國枝委員長

中島建築課長。

中島建築課長

耐震診断の件数1件が少ないのではないかとのご質問ですが、昭和56年以前建築の建物が対象になることから、現在のところ、33年以上経過している住宅が対象となります。我々も窓口で相談にはのるんですけども、所有者さんの意向が、建築から33年経ってますので、これから何年住むかということも考えられて、耐震診断をして今後その家に住むか、あるいは建て替えるかという選択をするときに、長く住むという方がなかなかいらっしゃらないというのが現状であります。そういった理由からなかなか改修を前提とした耐震診断の数が少ないという原因にもなっているかなと考えています。

國枝委員長

人見主査。

人見除雪担当主査

小型除雪機械貸出事業についてお答えいたします。現在保有しております台数は、貸出用として5台、予備機として1台、合計6台です。今後の展開としては、平成25年度から地域除雪懇談会というものを実施していますので、その中で各町内会さんにこういった事業がありますよということで広報しているところです。今後現在と同じような状況でさらに広報して利用促進を図っていきたいと考えています。

國枝委員長

木村委員。

木村委員

最初の木造診断の関係ですけども、そういう理由で利用者が少ないということなんですけども、市民周知に関しては徹底されているのかどうか、あらためてお伺いします。

あともう1つ、小型除雪機に関しては、ワンシーズンっていう方法を7日単位で延長していくという方法を続けていくという感じでいいのかどうかお伺いします。

国枝委員長

原田主査。

原田建築指導担当主査

周知に関するご質問ですが、これについては毎年パンフレットを作成し、各出張所等に配付をし周知しているところです。また広報紙掲載は7月号と10月号の計2回行っている状況です。それから、市のホームページにもその旨掲載をしてるといような状況です。

国枝委員長

人見主査。

人見除雪担当主査

小型除雪機械についてお答えいたします。今後も7日間を限度に延長ということで他の利用者がなければシーズン貸しになるような状態で実施していきたいと考えています。

国枝委員長

永井委員。

永井委員

それでは173ページの有料駐車場管理運営事業と175ページの照明灯維持補修事業と185ページの市営住宅共栄団地建替事業についてお伺いします。

まず有料駐車場、これは市営駐車場と呼んでもよいかと思いますが、市営駐車場に關してですが、毎回入札指定管理期間が3年間でしたよね。それでその3年ごとに入札が行われていると思うんですが、直近で平成24年から26年の期間で現在行われていると思うんですけども、契約されている内容、契約書の内容がどのようになっているのかお伺いします。

照明灯維持のほうでは、当初の予算では400万円でしたが、この決算では、2,500万円ぐらいということで約2,000万円ぐらいの差額が生じてるんですけども、これについて当初、予算を組まなかった理由をお伺いします。

市営住宅共栄団地のほうでは、こちらも予算の方では最初3億円ぐらいだったんですけども決算のほうでは8,000万円ぐらいということで、この減額の理由をお伺いします。

國枝委員長

吉川主査。

吉川管理担当主査

市営駐車場の関係なんです、指定管理者制度を採用してまして平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間の指定管理期間となっております。現在平成 27 年度から 29 年度に向けて新たな指定管理者を募集しまして、選考委員会で審査しているところです。

國枝委員長

佐々木主査。

佐々木道路担当主査

街路灯維持補修事業についてお答えします。当初 400 万円の予算というのは、需用費で既存の照明灯の補修を考えていましたが、拡大事業として 2,600 万円の予算上乗せで事業費が大きくなりました。実際にその拡大事業の中で実施する内容としては、団地内の幹線道路である北進通、中央通等の LED 化の事業を進めています。

國枝委員長

中島建築課長。

中島建築課長

共栄団地の減額の理由についてお答えします。共栄団地は 25 年度と 26 年度の 2 カ年で施工をしています。まずこの 25 年度分の 8,500 万円の内訳ですけれども、建築主体工事の前払金、それと解体工事の金額です。建替え工事については、契約上、部分払いができることになっています。25 年度の予算を組む時に、部分払いで 25 年度末で 4 割程度を見込んでこの金額を計上していますけれども、部分払いの請求がなかったことから残額を 26 年度として繰り越しをしたものです。

國枝委員長

吉川主査。

吉川管理担当主査

市営駐車場の契約の内容の件が漏れてましたので、お答えします。市営駐車場の契約の内容ですが、利用料金制をとっており、市営駐車場の利用料金の中で事業の運営を行っています。指定管理者の申請を受ける段階において、管理者が利用料金を見込んで提案を受けます。納付金と管理経費を足したものが、利用料金収入の範囲内で駐車場の管理運営を行っているところです。

國枝委員長

佐々木主査。

佐々木道路担当主査

照明灯補修事業に関する答弁を少しつけ加えさせていただきたいと思います。当初 400 万円だった予算に 2, 600 万円上乗せしたというのは団地内の老朽化した照明灯の補修が急務ということで事業の拡大を図るために補正予算で対応したということです。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

それでは有料駐車場の事業に関してですが、いただいた資料の今、現在次年度に向けて審査を行っているということで第三者委員会と言うのでしょうかね、入札に関していただいた資料の中で平成 26 年度の財政援助団体等監査報告書というのがあるんですけども、そちらの中では改善措置を要する事項として、利用料金の額は条例の使用料の額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとなっているが、申請行為がないということが指摘されている。このことについてどういう基準に基づいて料金が決められているのかということをもう一度詳しくお聴きしたいのと、この指摘されていることについては、違反をしていると考えられるのではないか、その入札の行い方。また、その契約の行い方について違反が見られるのではないかということも指摘されているのですが、これらについてどのように考えているのかをお聞きします。

それと照明灯のほうですが街路灯のほうですが、団地地域が今、優先的に行われているということですが、今後の計画としてどこの地域に取り掛かるのかお聞きします。

次に共栄団地のほうですが、新しくなったところで入居された方、引越しが終わった方からちょっとお話を聞く機会があったのですが、やはり、新しくなったのはいいけれども、家賃が高くなるのがどうにもやっぱりどうにかならないのかという相談を何人かから受けていまして、これらについて私の方も一般質問の中で取り上げたりしているんですけども、その家賃の減免制度を実際受けた方がいただいた資料では、平成 25 年度では、2 世帯ということだったんですけども、やはりこの家賃の減免制度について、もっと住民の方々にお知らせしていくべきではないかと思うのですよね。知らないでいる方もいらっしゃると思いますので。例えば窓口、建設課のほうの窓口にお知らせの資料などを置くなどして、市のほうから積極的にこういう減免制度がありますよということを伝えていくべきではないかと思いますが、それらについてどのように考えているかお伺いします。

國枝委員長

吉川主査。

吉川管理担当主査

駐車場の料金については駐車場条例で決められています。指定管理者は、運営をする段階において市長に承認を得なければならないという事になっていまして利用料金については、条例の範囲内で運用していましたが、申請行為が漏れていましたので、指摘された時点で処理を行ったところです。

國枝委員長

佐々木主査。

佐々木道路担当主査

照明灯の維持補修事業についてですが、設置後30年以上経過している照明灯について、これからも修繕をしてまいります。今後の予定としては、平成24年から始めています北進通のLED化終了後、中央通のほうに入っていきます。中央通のLED化が終了後に、広葉通を予定していますが、平成32年ぐらいまでかかる予定です。その後も老朽化しているものを順次更新していく予定です。

國枝委員長

林主査。

林住宅管理担当主査

市営住宅の家賃の減免についてですが、平成25年、減免となりました2世帯については、家賃の相談を受ける中で対応させていただいているというところです。減免制度の周知については毎年度家賃の通知を入居者の方に送付する際に、減免制度もありますといった内容のパンフレットも同封してお知らせしているところです。

國枝委員長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり。)

國枝委員長

以上で土木費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。(午前11時06分)

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。(午前11時10分)

次に、教育費の質疑を行います。このうち教育総務費の教育振興費の幼稚園就園奨励費事業及び幼稚園就園準備支援事業については、除きます。ちなみに192ページから225ページとなっております。

木村委員。

木村委員

それでは質問させていただきます。報告書の25ページの心の教室相談事業について、これはいじめや不登校の未然防止と早期把握に努めるということで、相談件数が25年度は小学校が194件、中学校が181件ということで、ここ2、3年の推移をお伺いします。それでこれ、先日の新聞で報道で出てたんですけども、全国の国公私立の小学校から認知したいじめは、前年度比1%増の11万8,805件で過去最多を更新したことが掲載されておりました。道内の認知件数は3,669件ということで前年度比26%減ということでしたがこれは当市も調べているのかどうか、当市の状況をお伺いしたいと思います。

それと同じ25ページの、郷土資料教材化事業についてですが、これは社会科副読本の編集委員会を設置し、活用及び改訂に係る作業ということなんですが、いつ完成するのか。終了するのか、お伺いします。それとこの内容ですね。どういうふうな部分が改訂されるのかお伺いします。

それと報告書の29ページ、不登校対策教育相談事業についてお伺いします。報告書によりますと不登校の児童生徒33人ということなのですけども、ここ数年の推移等をお伺いしたいのとこの不登校対策に関しては、不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立を支援するための事業ですけども、実際にこの学校復帰または社会的自立をされたのかどうかお伺いします。

國枝委員長

澤井主査。

澤井学校教育担当主査

郷土資料教材化事業についてお答えします。社会科副読本は、小学校3、4年生を対象に4年に1度発行して、編集作業を進めているところです。改訂時期は、平成27年度改訂作業を進めておまして、平成27年度に、そのあと4年間分の3、4年生の児童に配付できるように、予算計上を今後したいと考えています。郷土資料教材化については、北広島を故郷として郷土に対する関心を高めるために、必要なものというふうに考えています。

國枝委員長

平澤青少年課長。

平澤青少年課長

相談員の心の教室相談事業に関する相談件数の推移ということでお答えします。相談件数の推移については、小学校、平成23年198件、平成24年177件、平成25年194件ということです。本年度は、9月末現在までで41件です。それから中学校は平成23年度146件、平成24年度212件、平成25年度181件、今年度の9月末現在で83件ということです。トータルで23年度444件、24年度389件、平成25年375件と少しずつ減っている傾向です。次に、新聞で報道があったいじめの件数ということですが、これに関しては、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果についての報道であったかと思いません。報道があった平成25年度分については、私どもでは47件ということで報告をしています。内訳は小学校が9件、中学校が38件で報告をしているところです。

次に不登校対策についてですが、まず、不登校の生徒の推移については、過去3年間で、平成23年度が小中学校合計で44人、平成24年度が合計で27人、平成25年度が33人ということで増えたり減ったりということがありますが、はるか昔をさかのぼってみると年間で、50人以上の不登校があった時代がありますので、それから見ると、減ってきていると言えるかと思えます。続いて不登校の児童生徒の復帰についてです。復帰については、昨年度では、この報告の33人というのは、文科省の基準の年間で30日以上休んでいる児童生徒ですが、それ以外にも連続で5日以上休む、あるいは年間で10日以上を休むというような児童生徒についても、不登校の生徒として扱い対応しています。こういった中で復帰をした生徒についてですが、昨年度いた生徒のうち、復帰したものについてカウントしますと、11人が復帰をしているということになります。

國枝委員長

櫻井学校教育課長。

櫻井学校教育課長

先ほどの郷土資料教材化で改訂内容というご質問があったと思います。改訂内容については現在委員会を開いて、そちらのほうで検討していただくんですけども、想定される内容としては、当然市内の施設等についてもふれている部分がありますのでエコミュージアムセンターについて触れたりですとかあと先般の一般質問の中で橋本議員のご質問にありました、中山久蔵と大阪府太子町の関係ですとかそういったことも含めて改訂の中で盛り込んでいきたいなというふうに考えております。

國枝委員長

平澤青少年課長。

平澤青少年課長

ただ今、申し上げた不登校児童生徒の復帰人数に誤りがありました。訂正させていただきます。11人は12人の間違いでした。失礼いたしました。

國枝委員長

木村委員。

木村委員

再質問させていただきますが、最初に郷土資料教材化事業に関してですが、内容はわかりました。それでちょっと市民の方からのご意見というか、郷土愛、北広島の郷土愛をもっと高めるために今この事業はどういう、こういう資料を基にどういった単位で、週に1回とかそういう形で事業を進めているのか。もっと郷土愛を高めていく必要があるんじゃないかということをお話、ちょっとご意見がありました。それで例えば、あとは北広島特産物、これは大人も丸広大根とかわからない方もいらっしゃるし、北広島の三偉人、これはエコミュージアムのほうに写真が飾られておりますけれども、そういった部分でももっと力を入れるべきではないかというご意見がありました。これについてお伺いしたいと思います。今どのような取り組みをしているのかお伺いします。

それと新聞報道の学校、いじめの問題に関してですが、平成25年度は47件ということで、小学校9件、中学校38件という今ご答弁いただきましたけれども、これに対してどのような対応をされたのかどうかお伺いします。

國枝委員長

澤井主査。

澤井学校教育担当主査

郷土資料教材活用についてお答えいたします。事業の内容ですが、総時数については、今のところしっかりとした時数の方は把握していませんけれども、小学校3年生、4年生の社会科、総合的な学習の時間、また、さまざまな教科と関連付けをしながら、地域を愛する教育活動というような部分で横断的な、地域を愛する活動に励んでいるというふうに確認していますので、今後についてはそれをより充実できるよう各学校に対して、指導を行ってまいりたいと思います。

國枝委員長

平澤青少年課長。



平澤青少年課長

それではいじめの対応についてお答えします。一般的にいじめの対応については、学級担任や他の教職員が状況を聞き、あるいは、場合によっては、養護教諭等が話を聞く場合もありますが、そういった聞き取りをしながら対応を進めていく、ケアを進めていくということになります。また場合によっては、先ほど、質問の中にもありました相談員、あるいは、中学校にはスクールカウンセラーを配置していますので、こういったところに相談をしながら解決を図るという場合もあるかと思えます。基本的にはそれですぐに解決すればよいのですが、心の問題なのでいろいろと継続的にケアが必要な場合には、それぞれ教員、それからカウンセラー相談員などが継続的に面談をしてケアを続けるということになります。また、場合によっては、家庭との連携というか、家庭とお話しながら指導していくという場合もあります。案件によっては、学校の担任生徒指導、あるいは教頭等が出向いて、お話しをしながら家庭とともに解決策を図る場合もあります。また、いじめの場合には、当事者同士が近くに座っているといろいろ問題があるという場合もありますので、グループ替えですとか、席替えですとか、そういったことを含めてトータルで対応していくということになるかと思えます。

國枝委員長

木村委員。

木村委員

再度お伺いします。郷土愛の関係なんですけども、その市民の方のご意見ですが、要するにどの子に聴いても、中山久蔵とはこういう人なんだと自信を持って答えられる、そういったことを、もっと強く子どもたちに訴えていく、知ってもらわなければならないかということで、例えば学校に入ったら、中山久蔵さんとか和田郁次郎さんとかクラーク博士でもいいのですが、そういった写真を飾ったり、常にそういう意識を持っていただくような取り組みも必要ではないかということで、そういったご意見もありました。それについて何かございましたら、よろしくお願ひします。

國枝委員長

櫻井学校教育課長。

櫻井学校教育課長

今ご意見のありました学校に写真の掲載ですが、具体的には現在そういったことは考えてはいませんが当然、副読本の中に割くページ、それと内容等も今回の改訂の中で見直していきますし、先ほど申し上げました太子町との関係ですとか、より掘り下げたかたちで北広島の三偉人に関しての部分、それと郷土愛の部分については、これからもより充実し

ていきたいというふうに考えています。

國枝委員長

畠山委員。

畠山委員

それでは学校給食に関することについて 2 点、それから市民スポーツ活動推進事業について 1 点、お伺いをいたします。

まず 1 点目は、本年第 2 回定例会の一般質問において、学校給食における異物混入マニュアルの改訂について質問をしておりますが、そのときの回答では、本年の夏頃までに見直しを行うとのことだったと思いますが、その後どうなっているのかお伺いをいたします。

次に 2 点目は、同じく本年第 2 回定例会の一般質問において、アレルギー対策の現況について、PTA などの関係者のみならず、入園、入学を控えている保護者や市民の皆さんに広く周知することにより、より一層の安心感や若者の定住に良い影響をもたらすのではないかとということで質問をしておりますが、答弁では学校栄養教諭、現在、アレルギーのある児童生徒の保護者、来年度以降入学するお子さんがいる保護者や市民の皆さんに対し、アレルギー疾患に対する講演会を開催するとのことであったと思います。その後どうなっているのかについてお伺いをいたします。

3 点目は、決算書では、218 ページから 221 ページ、附属資料の報告書では、33 ページになるとと思いますが、市民スポーツ活動推進事業の中の障がい者スポーツである赤い羽根テニール北の甲子園大会支援の助成金の支出はどの項目から支出されてるのか。また、平成 25 年度の教育委員会の事務に関する点検評価報告書で、この市民スポーツ活動推進事業が見直しの対象となっているが、この障がい者スポーツの事業のテニールも見直しの対象となっているのかについてお伺いいたします。

國枝委員長

川口学校給食センター長。

川口学校給食センター長

それでは私のほうから異物混入マニュアルの改訂のご質問と、アレルギー疾患に対しまず講演会開催等のご質問、この 2 点について説明をします。まず 1 点目の学校給食異物混入マニュアルについては、先月 9 月にマニュアルの一部改定を行ったところです。

次に 2 点目のアレルギー疾患に対しまず講演会開催については、年明け後に市民の方々も参加できる講演会を開催するべく現在進めているところです。

國枝委員長

土居主査。

#### 土居体育担当主査

市民スポーツについてお答えします。障がい者のスポーツの支援についてですが、ティーボール大会の助成金については、役務費で支援しています。それから、平成 25 年度事務事業評価で見直しとなっており、市民スポーツ活動の推進事業で、障がい者スポーツ大会ティーボールも含まれますけれども、そのほか近隣三市の交流事業等があります。その中の事業を毎年検討していきまして、ティーボールについても他の事業と同様、点検をして、平成 27 年度以降も行っていきたいと考えています。

#### 國枝委員長

畠山委員。

#### 畠山委員

再質問をいたします。まず 1 点目のマニュアルについて、既に改訂を行ったということですが、改訂の内容について簡単に改訂のポイントについてご説明願います。

次に 3 点目の赤い羽根ティーボール北の甲子園大会についてですが、このティーボール大会、ご承知のように北広島市が発祥で平成 7 年に当時は北広島ティーボール知的障害者大会で総合体育館で開催されまして、本年で 20 年なんですけども、昨年第 19 回大会では札幌赤い羽根ティーボール北の甲子園大会北海道知事カップということで、障がい者チーム団体それから健常者チーム団体あわせて 78 チーム、そして、その他ボランティアなど 5,500 人の規模の大会まで発展をしております。ちなみに当市の参加チーム障がい者チームが 2 チーム、それから健常者チームが 6 チーム参加してございまして、このティーボール大会、私は北広島ライオンズクラブに所属してございまして、ライオンズクラブでは、第 3 回からこの大会に協賛しているということで、今後も継続支援を考えております。この大会は、地域や世代を超え、障がい者の場を広げるためにも、継続的な支援を検討していただけないか再度お伺いをいたします。

#### 國枝委員長

川口学校給食センター長。

#### 川口学校給食センター長

それでは異物混入マニュアルの再質問に関して、お答えします。今回の異物混入マニュアルの一部改訂については、これまでのマニュアルは、異物混入が起きたときにどう対処するかだけを取りまとめたものでしたが、今回の一部改訂では、マニュアル策定の目的や異物混入防止の対策として、給食センター及び各給食調理場における食品の選定、また研

修などの対策をここに明記するとともに、学校及び学級での衛生管理の防止対策について取り扱いを明記したものです。また、このほかに異物の種類を、今までは危険異物と非危険異物の 2 種類に分類していましたが、今回の改定では、人体に危険と思われる異物、衛生害虫と思われる異物や悪臭等、異物自体は不快であり衛生的ではないが健康への影響が少ないと思われる異物の、3 種類に分類をまとめ、それぞれの異物混入が発見された場合の各所における対処内容を、この中に取りまとめたというものです。

國枝委員長

棚田社会教育課長。

棚田社会教育課長

ティーボール大会の質問にお答えします。ティーボール大会は、経過、意義については委員のおっしゃるとおりだと考えています。市民スポーツ活動推進事業については、ティーボールを含め、他の事業も毎年度それぞれ事務事業の評価の中で点検評価を行っていくこととなっていますので、他の事業同様、評価点検を行い、精査をしていきたいと考えています。

國枝委員長

畠山委員。

畠山委員

マニュアルの改訂の内容については了解いたしました。なお今後においても、異物混入の防止対策として、児童生徒の健康被害の阻止及び拡大防止を最優先に考え、学校給食衛生管理基準に照らし合わせて、適正な管理に努めるとともに学校給食の異物混入を未然に防止するため、学校給食に関する関係機関が責任ある対応を講じ、お互いに情報を共有し、連携協力して、おいしく安全で安心な給食の提供に努めていただきたいというふうに思います。以上です。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

それでは何点が質問いたします。まず 193 ページのコミュニティスクールの関係ですが、現在、西部中と西部小で実施されておりますが、この予算と決算で約 10 万円ほど差額があるんですけども、この差額があっても十分な内容で事業が行われたのかどうかということとこれまでの取り組みの中での実態、成果等がありましたらお知らせください。また、今後どのように取り組んでいくのか。ほかの学校でも取り組んでいくのか、平成 25 年

度から本格的に開始ということを知っていますが、平成25年度ではどのように取り組んでいったのかお聞きします。

次に197ページの奨学金支給事業ですが、受給者数の推移の変動があればその理由とまた対象者の審査基準というのが品行方正であるとか、そのようなことは聞いているんですけども、具体的にどのような内容で審査されているのかお聞きします。

同じく197ページの特別支援教育の関係で支援員と介助員ですけれども私もちょっと詳しくはわからないんですが、介助員となると身体的な介助を行うスタッフかと思いますが、その支援員という業務内容は、私の中では、思春期に向かっていく子どもたちの中での精神的な支えになったりとか心のケアみたいなことを主にやっていくのかなとイメージしていたんですが、支援員と介助員の業務の内容の違いや具体的な運営をお知らせいただければと思います。そして、また、この支援員の配置数ですが、小学校には10名ほどですが、中学校のほうには2名配置されているということで、この実態が本当にこれで十分なのかどうかっていうことをどのように考えているのかお聞きします。

次に201ページの要保護準要保護と205ページの中学校の要保護準要保護の援助事業に関連してですが、実際少子化ということ、少子化が市内でも進んでいるということで子どものほうが減ってきているのに伴って、受給者数と受給額が減ってきている、減少傾向にあるのかなと考えているんですけども、このたび、その3項目拡大によって予算自体が増額されましたよね。この3項目拡大による予算が増額されたのに受給者数が減っているということに関しての理由がありましたらお知らせください。

同じく、201ページのこのころの推進、教育推進事業先ほど木村委員からも質問がありましたが、減額、予算に対して決算が小中学校とも減額になっているんですけども適切にこの事業が実施されたのかどうかということと道徳準教科書というものがあるのですけれども、これの活用は学校のほうでどのように取り組んでいるのかということをお聞きします。

続きまして213ページの文化施設修繕事業ですが、毎回私のほうで、予算決算の中でも質問しているんですけども老朽化に伴っての補正も積み重ねられてきておりますが、今後の事業計画がどのようになっているのか。お聞きします。とりあえず以上で。

國枝委員長

澤井主査。

澤井学校教育担当主査

コミュニティスクールの導入事業に関して答弁します。予算が10万円ほど縮小されてというお話でしたが、こちらは、全額、国の補助金、国との委託の金額によって、事業を実施している状況です。当初予算よりも、事業費が減った部分については、国からの委託金の圧縮による需用費減です。その減に伴い、西部中学校、西部小学校の各学校運営協議会、あと地域の方と話し合いの結果、支給された事業費の中で、効果的に行えるよう検討して、この金額におさまったということです。事業費の内訳は、地域の方々にコミュニティス

クールを十分周知できるようパンフレットの作成をしたり、コミュニティスクールとしての活動を地域に発信するためのコミュニティスクールカレンダーというのを作成しているわけですが、これを地域の方に配付するという事業費の計上になっており、当初の目的を十分達成できる事業費と考えています。効果については、25年度から本格実施にということで今年度2年目を迎えるわけですが、昨年度の状況は、地域と家庭、あと学校が、共有して、将来、子どもたちになってほしい大人像、将来像ですね、共有する中で子どもにかかわることで、地域の活性化につながると。あとまた地域、家庭からも協力も得やすくなると、そういうような効果がだんだん育ちつつあるというふうに聞いております。今後はそれを充実させていくというような形の充実期になっていくのかなと考えていますので、ますます今後、推進をしていく必要があるのかなと考えているところです。

奨学金の推移ですが、平成23年度は86件、平成24年度から87件、平成25年度は84件の方を奨学金の対象者として選考しています。選考基準は、選考委員会に諮って選考をしています。基本的な選考の基準としては、まず、修学にかかわる生活が困難であること、これを1つの条件として、かつ成績は優秀な者という2つの条件を、基準として選考委員会の中で、選考しているという状況です。

特別支援教育推進事業の支援員と介助員の業務の内容ですが、まず、特別支援学級介助員は特別支援学級に在籍して、日常生活の主に例えば給食だとか日常の活動の身体的な介助をすることを目的に14名小中学校に配置しています。特別支援教育支援員は、通常の学級において、発達障がいを含めた困り感のある子どもに対して、学習支援を行うことを目的に、平成26年度は、分校除くと小学校全部で8校ありますが、2名ずつ16名の配置を今年度は行っています。主な授業支援の方法は、ノート指導を行ったり、あと集中力が途切れたお子さんについて必要な声掛けをしたりだとかそういった効果的な授業の支援に当たっています。

心の教育推進事業ですが、事業費のほうが少し余っているというご指摘がありましたが、内訳としては、福祉読本「ともに生きる」の改訂と、道徳の準教科書を予算計上しています。道徳の準教科書は、新しい準教科書を、基本的に4年に1度を購入し、各小中学校に配付するという考えていましたが、準教科書は基本的には、学級備え付けで、4年間使用するという活用を図っていたところです。昨年度、各小中学校に、準教科書の需要数調査を行ったところ、学級備え付けであり、特に傷みが激しくないという状況から、更新の必要がないという回答を各小中学校からいただき、引き続き、今まで使っていた準教科書を使っていきたいというような要望があったものですから、準教科書の更新というのは行わなかったところです。ただ行わなかった部分についての補足的な学習については、当然国のほうで発行している、「私たちの道徳」だとか、昨年度配付した「ともに生きる」を準教科書と組み合わせて使うことで、効果的な道徳の授業を展開しているというところです。

あと要保護準要保護についてですが、認定者数の推移ということであれば、児童生徒数

の減少によって、確かに下降傾向にあるというところですが、認定率は小・中学校とも、昨年度とほぼ同様、大体 23%程度という形になっています。3 品目が、追加されたことによって、認定率としては、減少も増加もしていないというところですが、私どもとしては、しっかり受けられるよう周知を図っていきたいと考えています。

國枝委員長

松本主査。

松本管理運営担当主査

文化施設の今後の修繕計画についてですが、まず、昨年度は、芸術文化ホールの舞台設備のうち照明設備の修繕を 270 万円ほどかけて行いました。施設関係では、竣工から 16 年たった施設ですので、ボイラー設備等の老朽化が進んでいることから、オーバーホールをかけるために文化施設の温水器、冷温水器、空調設備等を、総額 656 万 3,000 円をかけて修繕を実施しました。今後の計画については、文化施設は竣工費 48 億円かけてつくられた施設なものですから、それが竣工後 16 年、経年劣化を迎えており、今後多大な修繕が必要とされることから、長期的な修繕計画を立てるために推進計画に盛り込んでいます。文化施設の修繕については大きく 2 つに分けていまして、1 つ目が、芸術文化ホールの劇場仕様の部分、そのほか芸術文化ホール、図書館を含む施設全体の修繕計画を立てております。今年度は、今後計画上ではありますが、屋上防水シートが保証 10 年を超えており、いつ雨漏りしてもおかしくない状況ですので、まず防水シートを 4 カ年かけて改修する計画を立てています。舞台設備についても、永井委員もご存知かと思えますけれども反響板、重さ 20 トンの板が電動で上げ下げされているのですけれども、それについても、今後、メンテナンスが必要ということで、そこを主軸に毎年 1,000 万円を計画して修繕していこうと考えています。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

それでは何点か再質問いたします。

まず、奨学金関係ですが、この度、その新たな制度であります平成 26 年度からになるんですけれども、新たな給付金制度ということで北海道公立高校生徒奨学給付金制度というのが北海道教育委員会のほうから出てるんですが、こちらのほうの内容をちょっと具体的に私もいろいろホームページ等で検索して調べたんですけれども、具体的な内容、どのような給付金制度なのかっていうことをお知らせください。また、この新たな制度が始まるからということで現行の市の補助金の制度をなくするというようなことはたぶん考えて

いないとは思いますが、どのようにその市の補助金制度のほうを今後どのように取り組んでいくのかということも重ねてお伺いします。

次に特別支援教育の関係ですが、中学校には今ゼロということですよ。これはよろしいんでしょうかね。実態、私的には中学生になればなるほど先ほども言いましたように思春期に向かっていく過程の中で、学習的な支援というか、心のケア的なことも必要になっていくのではないかなと思うんですけども、この実態についてどのように考えているのかお伺いします。

最後に要保護準要保護関係ですけれども、支給者の数が減少傾向となっているということで、需給の額も予算の額も減額されている実態なんですけれども、この減額分もぜひその対象者の拡大に充てるべきではないかなと考えている。ご存じかと思いますが隣の恵庭市では、その対象者を拡大しまして、拡大 3 項目は拡大しないんですけども、そのかわりに対象者を拡大しまして、現在北広島と同じ、基準の 1.3 倍なんですけれども、それ 1.5 倍に広げるということを聞いております。北広島でもぜひそのように対象者の拡大に向けて取り組むべきではないかと思いますが見解をお伺いします。

國枝委員長

澤井主査。

澤井学校教育担当主査

奨学金制度にいて、答弁します。今年度から始まった北海道の高等学校奨学給付金ですが、詳しい資料を持参しなかったものですから、詳しい内容のほうまではお答えできない状況ですけれども、授業料以外の教育費について、住民税の課税状況によって、あと、扶養の人数によって支給されるという制度と聞いております。扶養の家族は、高校生 1 人しかいないという状況ですと公立学校でだいたい 3 万 7,000 円程度と記憶しておりますが、その程度の金額が支給されると聞いています。その生徒と本市の奨学金との整合性についてですが、その部分については、基本的には、授業料以外の教育費についても、国の実態調査から確認すると費用がかかっていると聞いています。そういったことを踏まえて、実際に高校生が教育費として、授業料以外にどれくらいかかっているのかをしっかりと確認しながら、給付を継続していきたいと考えているところです。

特別支援教育推進事業の支援員ですが、教育委員会としても、中学校の教育支援という部分については、重要なことであると考えています。そういったことを踏まえ、推進計画上ではありますが、来年度から中学校にまずは先行して 3 名配置できるよう計画しております。今後どのように活用していくかについては、研究協議を行っていきたいと考えています。

國枝委員長



櫻井学校教育課長。

櫻井学校教育課長

さきほどの奨学金の部分なんですけれども、澤井主査のほうから申し上げましたとおり、高校生 1 人だけの場合 3 万、4 万円弱ぐらい。ただ、そのほかに 23 歳未満の被扶養者がいる場合については、13 万円程度の給付になるというのは北海道の制度というふうに聞いておまして、今現在は高校 1 年生のみの対象なんですけれども、来年度以降その学年も拡大されるかのように聞いています。ただ、当市の制度とその目的ですとかそういった部分が重複している部分がありますので、すべてにおいて重複の給付が良いのかどうなのかという部分も含めて今後検討していきたいと考えています。

要保護準要保護で、減額分でその対象者の拡大というお話でしたけれども、今現在全道の市の中でも新たな 3 品目すべてを給付しているというのが当市とあと数えるほどしかないように記憶しています。制度としては、当市の場合、かなり充実した形で要保護準要保護の子どもたちに給付をさせていただいてるのかなっていうなこともありますので、全体の金額が減ってきている部分で援助の拡大というところは今のところは考えていません。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

奨学金のほうは現行の市の補助金制度をなくす方向ではないという考えであるということですのでよろしいということですよ、今のところは。ぜひこの北海道から出ております奨学金給付制度だけに甘んじることなく、市の今までこれまでやってこられた市の補助金制度も継続していただきたいと思います。強く要望します。

また要保護準要保護のほうですけれども、こちらのほうも、実際に、世帯の所得が減ってきているんですね。正社員で働くことができなかつたりとか、共働きであっても収入がここ何年かで落ちてきておりますので、そのことについては皆さんもご存じかと思imasuのでそれにかかわってやっぱり子どもの貧困ということも、ひっくるめて考えていただきたいんですね。どの子もやっぱり安心してその学業に力を注ぐことができるように、世帯のお父さんやお母さんの収入に関係なく、小学生も中学生もどの子も安心して学校に行けるように、やはり市のほうでも独自の取り組みっていうのがこれからも考えていくべきだと思いますので、その減額分拡大に充てることは考えていないとか 3 項目を拡大しているので、他の拡大は考えていないということではなくて、これからも子どもたちにとってよりよい方向で学校に行けるように考えていただきたいと思います。これについて見解があればお伺いしますが、私の質問は終わります。

國枝委員長

櫻井学校教育課長。

櫻井学校教育課長

恵庭市の例を委員のほうから申し出がありましたけれども、恵庭市の部分については先般からあります生活保護基準の減額という部分に対応してというところもあるかなという理解もしていますので、当然、国のほうからもいわゆる子どもの貧困による連鎖の防止というような形での方針も出ている部分は十分承知していますので、子どもたちが安心して学校に通えられるような状況を続けてまいりたいということは当然のこととして思っています。

國枝委員長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり。)

國枝委員長

以上で教育費の質疑を終わります。

13時まで休憩といたします。(午前12時01分)

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。(午後1時)

次に下水道事業特別会計の質疑を行います。

永井委員。

永井委員

それでは1点だけ伺います。下水処理センター関係かと思いますが、平成25年度から生ごみとし尿処理が始まったということで、このバイオマス化事業が始まってから、平成24年までと平成25年度のどれくらいの経費が差異が出たのか、安くなっているのか、高くなっているのか。そのし尿処理新たな設備で行うようになってからどれくらいの経費がかかっているのか、お伺いします。

國枝委員長

平川下水処理センター長。

平川下水処理センター長

それでは、平成25年度のし尿処理ということでお話ししたいと思います。下水処理セ

ンターで平成23年から生ごみの投入、25年からし尿処理ということで開始をしておりますけども、処理についていろんな変動に対応して実施をしています。経費についても処理費といういろいろな人件費等も入っていますが、単純に処理ということについては、し尿のほうで約5,600万円程度というふうになっています。このほかに、人件費、こういったものが市の職員の人件費ということになります。そういったものが約2,000万円程度含まれていて、さらにこの中には、補助事業で実施しています、起債の償還金等も含まれて実施をしています。経費的には、昨日の衛生費でもお話があったと思いますが、実際には1億5,000万円程度し尿処理にかかっていたものがトータル8,000万円程度という状況になっています。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

1億5,000万円から8,000万円ぐらいに減額、下がったということで、これ予算の立て方としては適切だったのかどうかというところでお伺いしたいんですね、またその執行の仕方、この事業に対しての取り組み方なども適切であるのかどうか、よく、私のほうからも言いますが、PDCAがきちんと行われているのかどうかというところをお伺いします。

國枝委員長

平川下水処理センター長。

平川下水処理センター長

予算の概算についてですが、し尿を新たに入れるということが実績のない処理ということになっていますので、こちらは、当初予算作成の時期に、当然処理が悪化するのではないかというふうに想定をして予算を組んでいます。この中では、消化槽での消化率、またガスの発生量、薬剤の使用料、ガスの発生量が下がることにより、燃料費、重油等の使用量も上がるという想定をして実施をしています。PDCAということになりますけども実績がない中で、そちらの検討にはまだ現在至っていません。また、下水処理センターで維持管理と予算の作成も同じような形になりますけども管理というのはリスクを出して、リスクを想定した中で対応するということが基本になっていますので、そういった中の意識も含めて、予算を作成したということが、かなりの不用額を発生させたということで考えています。この予算の作成については、平成24年の6月ぐらいから、11月ぐらいにかけて約半年間いろんな想定をして、積算をしていますが、当時やはり実績がないということと、適正な予算を作成するための技術力がなかったということだというふうに考えています。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

実行に取り組んできた計画取り組んできたということで今後は、その予算の組み立て方だとか PDCA についてもきちんと行っていかれるかとは思いますが、その辺は多額の不用額が出ないような予算の組み立て方等をきちんと考えていって今後も、下水道処理のほうに取り組んでいただきたいとこれは要望で終わります。以上で終わります。

國枝委員長

以上で下水道事業特別会計の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。(午後 1 時 05 分)

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。(午後 1 時 05 分)

次に、議案第 18 号 平成 25 年度北広島市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。質疑を行います。

(「なし」の声あり。)

國枝委員長

質疑なしと認めます。

以上で、水道事業会計の質疑を終わります。

以上で当分科会の審査の全日程を終了いたしました。お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長への審査結果の報告については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

國枝委員長

ご異議なしと認めます。正副委員長に一任と決しました。

なお、総括質疑を行う委員については、通告書を 10 月 22 日午後 3 時までに事務局へ提出願います。

以上をもちまして決算審査特別委員会建設文教分科会を閉会いたします。長時間ご苦勞様でした。

13時06分 終了

委員長